

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」  
に関する実施要項

令和5年6月21日  
文 部 科 学 省  
総 合 教 育 政 策 局

1 趣旨

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」(令和5年文部科学省告示第53号)に基づく外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとする。

2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)の学科であって、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資するもの(以下「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。

3 外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定要件

外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとする。

- (1) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)第2条第1項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。
- (2) 認定を受けようとする専修学校の設置者の財務条件が、専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第2条第1項第2号イ及びロのいずれかに該当すること。修学支援新制度の機関要件として前年度に対象の確認を受けていない場合は、証拠書類を提出すること。

(趣旨)

本要件は、認定を受けようとする専修学校の経営基盤に関し、その経営が継続的かつ安定的に行われているかについて確認を行うものである。

(内容)

具体的には、以下のいずれかに該当する専修学校であることが求められる。

- ① 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前3年のいずれかの年度の収支計算書において「経常収支差額」がゼロ又はプラスであること。
- ② 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がゼロ又はプラスであること。

- (3) 認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。なお、2分の1の範囲内であっても、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境でない場合は、認められないこと。

ただし、専修学校専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第2条第1項第3号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当すると認められる場合は、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であることを求められないこと。

(趣旨)

本要件は、当該学科において日本人生徒が半数以上在籍することで、日本社会の理解の促進を図るために必要な学生交流を可能とする教育環境が整備されていることを確認するものである。ただし、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1を超えている場合であっても、別に定める要件を満たすことで、その教育成果等から、日本語能力の向上及び日本社会の理解の促進を図るための教育環境が整備されているものと確認できるものとする。

(内容)

当該学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。2分の1を超える場合は、以下の要件をいずれも満たしていること。

- ① 認定を受けようとする専修学校専門課程の学科の修了者の就職率(直前3年間の平均)が9割以上であること。
- ② 当該学科において、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、300時間以上開設されていること。

- (4) 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他第1条に規定する目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

(趣旨)

これは外国人留学生の在籍管理等に関して不適切な事情がないことや、本認定制度の趣旨に反する運営がなされていないことを確認するための要件である。

(内容)

具体的には、法務省出入国在留管理庁や、所管又は所轄の都道府県等により在籍管理等において不適切であると考えられる事案がないことの確認を求めるものである。なお、本認定制度の趣旨に反する運営に該当するケースとしては、例えば、第2条第1項第3号ただし書の適用を受けている場合において卒業生の進路の状況の把握が著しく不十分であることや、外国人キャリア形成促進プログラムの認定に関して、申請における偽りその他不正な行為があった場合などを想定しているものである。

#### 4 手続

- (1) 文部科学大臣は、各専修学校の申請に基づき、上記3の要件を満たすものとして認定した専修学校専門課程の学科(以下「認定学科」という。)を公示する。
- (2) 文部科学大臣は、上記3(1)から(3)までの要件を満たすと認められた申請に関し、

都道府県知事等（私立の専修学校にあつては都道府県知事、公立の専修学校にあつては都道府県教育委員会、国立大学法人が設置する専修学校にあつては国立大学法人の長、厚生労働省が設置する専修学校にあつては厚生労働大臣。以下同じ。）及び法務省出入国在留管理庁に対して、上記の3（4）の要件を満たすと認められるかについて協議を行うこととする。

- (3) 認定学科の公示は、毎年度、原則として9月に行うものとする。
- (4) 都道府県知事等は、認定学科について、名称等に変更があつたときは、申請様式3により、認定学科が廃止されたときは申請様式4により、7月31日（原則として変更のあつた日以後で最も近い7月31日）までに文部科学大臣宛に届出を行う。
- (5) 各専修学校は、上記3の要件に適合しなくなつたときは、申請様式5により遅滞なく文部科学大臣宛に届出を行う。なお、上記の3（3）の要件に関し、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であるものとして認定された学科において、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲を超えた場合であつて、かつ、上記の3（3）のただし書の規定に該当することで上記の3（3）の要件を満たす場合には、申請様式1－1から2までに必要事項を記入の上、遅滞なく、文部科学大臣に報告しなければならない。
- (6) 文部科学大臣は、認定した専修学校専門課程の学科について、名称等に変更があつたとき、又は認定学科が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなつたと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を公示する。

#### 附則

この実施要項は、令和5年6月21日から施行する。